

令和 8 年度加古川水系直轄管理事業
大川瀬ダム他洪水吐設備点検整備業務

特別仕様書

近畿農政局

淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利施設総合管理所

項目	内容	摘要
第1章 総則	令和8年度加古川水系直轄管理事業大川瀬ダム他洪水吐設備点検整備業務の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械設備点検・整備業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 業務内容		
1 目的	本業務は、加古川水系直轄管理事業で管理している大川瀬ダム、鴨川ダム、赤坂頭首工の洪水吐設備が良好な機能を発揮できるよう、年点検及び整備を行うものである。	
2 業務場所	本業務の施工場所は、次のとおりであり、詳細な位置は別添位置図に示すとおりである。 大川瀬ダム : 兵庫県三田市大川瀬字荒神釜地内 鴨川ダム : 兵庫県加東市黒谷字鳶ノ子地内 赤坂頭首工 : 兵庫県多可郡多可町八千代区門田地内	
3 業務概要	本業務の概要は次のとおりである。 (1) 大川瀬ダム洪水吐設備点検整備 1式 (2) 鴨川ダム洪水吐設備点検整備 1式 (3) 赤坂頭首工洪水吐設備点検整備 1式	
第3章 現場条件		
1 業務期間中の休業日	現場作業期間における雨天、休日等の休業日は45日を見込んでいる。 なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。	
2 関連業務等	受注者は、次に示す関連業務の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 (1) ダム等基幹農業水利施設総合管理業務 (令和8年4月1日～令和10年3月31日) (2) 呑吐ダム他水管理設備点検整備業務 (令和8年4月1日～令和9年3月31日)	
3 第三者に対する措置	(1) 業務実施中における全ての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規制、標示、現場への立ち入り規制等を設け、周知徹底するものとする。 (2) 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において処理するものとする。	
4 関係機関との調整	受注者は関係機関との調整行為が発生した場合、監督職員と協議するものとする。	

項目	内容	摘要
5 準拠基準等	点検・整備で使用する準拠基準等は、共通仕様書によるものの他、次の図書によるものとし、適用に当たっては最新のものを適用するものとする。 (準拠基準) 土地改良施設管理基準（ダム編）農林水産省農村振興局制定 施設機械設備点検・整備項目表（河川用及びダム用水門設備）農林水産省農村振興局制定 農林水産省ホームページ（https://www.maff.go.jp）に掲載している。 (参考基準) ゲート点検・整備要領（案）一般社団法人ダム・堰施設技術協会	
6 工程制限	各ダムの洪水吐ゲート点検整備は、大川瀬ダムの貯水位がEL170.52m以下、鴨川ダムの貯水位がEL138.17m以下の条件下で実施するものとし、実施時期については監督職員と協議するものとする。	
第4章 貸与資料		
1 貸与する資料	本業務の点検等において関連する次の資料は貸与する。 (1) 資料名 1) 令和3年度加古川水系広域農業水利施設総合管理事業 呑吐ダム他洪水吐設備点検整備業務 報告書 2) 令和7年度加古川水系直轄管理事業 呑吐ダム他洪水吐開度計更新等整備工事 報告書 (2) 貸与期間 業務契約日から業務完了まで (3) 返納場所 第2章第2項に示す各ダム管理所及び杣屋ダム管理所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。	
2 貸与資料の取扱	貸与する資料の取扱は次のとおりとする。 (1) 貸与資料は、原則として複写転載を禁ずるとともに、その取り扱いには十分留意しなければならない。 (2) 貸与資料の使用にあたっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。 (3) 使用する図書及び貸与資料の記載事項で、相互に矛盾のある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。	
第5章 業務用電力		
1 電力	本業務の点検・整備に要する電力は発注者において支給する。	
第6章 点検・整備作業		
1 作業項目及び数量	点検・整備作業の内容は、次に示す設備の点検・整備であり、詳細は別紙1「点検内容一覧表」及び図面に示すとおりである。 (1) 大川瀬ダム洪水吐設備	

項目	内容	摘要
	鋼製ラジアルゲート 幅8.00m 高8.06m 3門 開閉装置1モータ2ドラム背面巻取式 5.5kW 3台 機側操作盤 3面 (2) 鴨川ダム洪水吐設備 鋼製ラジアルゲート 幅5.46m 高4.57m 3門 開閉装置1モータ2ドラム背面巻取式 2.2kW 3台 機側操作盤 3面 (3) 赤坂頭首工洪水吐設備 鋼製シェルローラーゲート 幅12.0m 高1.350m 2門 開閉装置(巻上) 1モータ1ドラム 1.5kW 2台 機側操作盤 2面	
2 作業の留意点	作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 一般共通事項 1) 点検整備実施の順序は、事前に監督職員と十分に連絡を取りながら、各機器類の状態を把握し円滑な進捗を図らなければならない。 2) 設備の運転操作を伴う点検は、操作手順を事前に監督職員に報告し承諾を受けた後、受注者が行うものとする。 3) 点検及び整備に要する器具、簡易な給油脂は受注者の負担とするが、設備付属工具等を使用する場合は監督職員と協議するものとする。 (2) 点検・整備作業については、次のとおりとする。 1) 別紙1「点検内容一覧表」に記載されていない項目であっても機能確保上、当然必要と判断される事項については、監督職員と協議するものとする。 2) 点検に要する計測機器及び工具類(付属品を除く)は、受注者の負担とする。 3) 点検において、不具合箇所の発見や機器・部品等の交換が必要と判断された場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。また、不良・不具合箇所について、発生箇所及び状況・対策及び処理について報告書へ整理すること。 なお、機器・部品等の交換が必要と判断した場合、その整備等について契約変更の協議を行う場合がある。 4) 整備に用いる主要材料はJIS規格品又は同等以上のものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 5) 動作確認による点検を含むものとする。 6) 整備に当たっては既設設備に十分注意し、損傷を与えた場合は受注者の責任において復旧しなければならない。	
第7章 管理技術者 1 管理技術者の資格	管理技術者の資格について、入札説明書によるものとする。	

項目	内容	摘要
第8章 成果物 1 成果物 2 成果物の提出先	成果物は共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R、DVD-R又はBD-R) 正副2部 なお、点検結果等を取りまとめた資料については、オリジナルデータも合わせて提出するものとする。 (2) 成果物の出力(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) とりまとめ 1部 ダム、頭首工 各1部 成果物の提出先は、次のとおりとする。 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所 鴨川・大川瀬ダム管理所 住所：兵庫県三田市大川瀬荒神釜1457-32	
第9章 契約変更	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第6-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (2) 第6-2条に示す点検の結果、機器・部品等の交換を行う場合 (3) 第8-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (4) 履行期間の変更が生じた場合 (5) その他	
第10章 定めなき事項	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	